

第二節 兵庫津

1 近世前期の兵庫津

兵庫津の 港町であった兵庫津は、池田氏や三好信吉（後の豊臣秀次）の在城時に、ある程度の城下町化が

景観 進められた。兵庫城と市街を守る防御の第一線として、これらすべてを囲む堀や都賀堤といわ

れる土居が巡らされ、総構となっている。外部の街道から市街への入り口、すなわち湊口・三川口・長沢口・算所口などには木戸門が設けられ、寺院は城の北方にかなり集中的に配されて寺町をつくっている。こうした景観は一八世紀初め（元禄期）の絵図にもその面影を残している。

しかし、市街地は中世以来の状態をかなり残していたようである。文安二年（一四四五）の「兵庫北関入船納帳」には、兵庫の地名とみられる細い小路である「辻子」のついた北中辻子・匠辻子・松屋辻子・能福辻子・亥辻子・かちや辻子・湯屋辻子や、嶋上・磯・塩屋・北浜などの名もみえ、それぞれに町屋があったことを示しているが、慶長七年（一六〇二）の「撰州矢田部郡兵庫屋地子帳 北浜控」では、湊町・江川町・木戸町・木場町・小物屋町・魚棚町・同裏町・島上町・匠町・松屋町・鍛冶屋町・宮前町・長福寺町・ししや

第二節 兵庫津

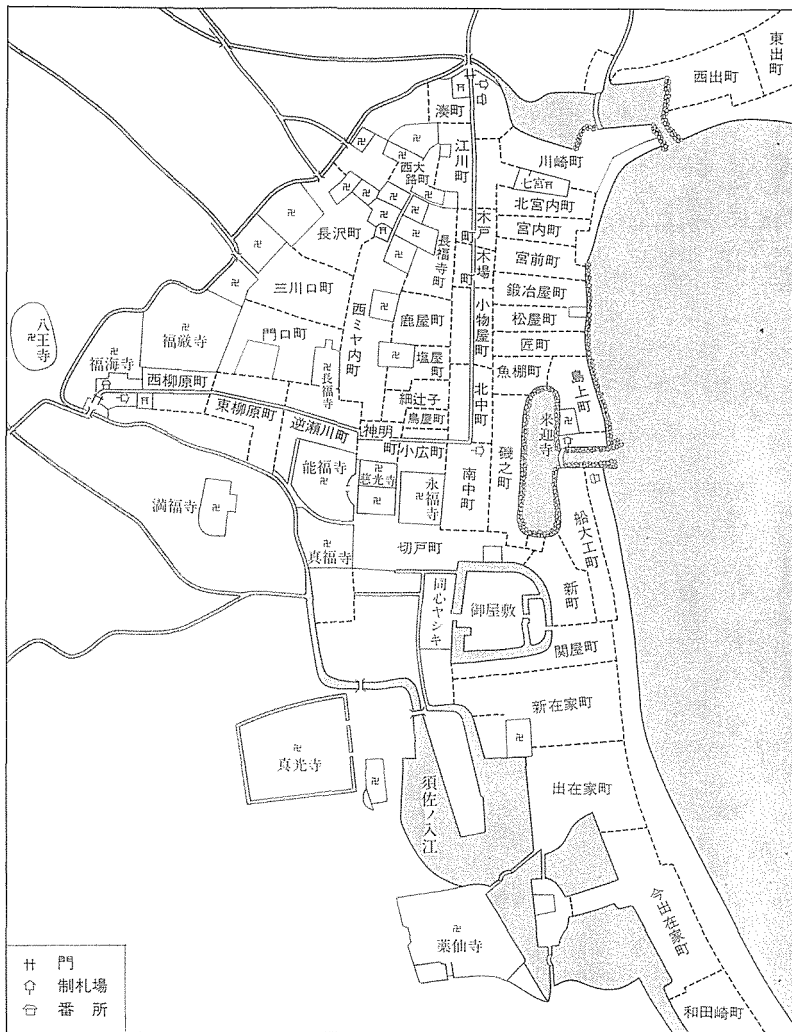


图 4 兵庫津略图

の町・塩屋町・小寺家町・北中町・大中町・いその町・切戸町・新町・関屋之前町・新在家町・同浦町・出在家町・今出在家町・南寺家町・慈向寺町・小広之町・鳥屋之町・ほそつし・西おちの町・西之宮内之町・西柳原町・東柳原町・坂瀬川町・門口之町・三河口町・長沢之町の三九町と算所村とがあげられており、これらの町で市街が構成されている。このうち傍線を付したのが中世の名を残している町である。

また、屋地子帳にみえる各町の屋敷面積は、中世的な小さいものである。一例として屋地子帳の初めに記された湊町の例をみよう。

湊町

六歩	六升壹合	三郎右衛門
壹畝拾五歩	四斗五升三合	孫太夫
壹畝拾貳歩	四斗貳升三合	五郎左衛門
壹畝拾貳歩	四斗貳升三合	新次郎
壹畝拾五歩	四斗五升三合	平右衛門
壹畝五歩	三斗五升三合	与三左衛門
貳畝貳拾歩	八斗貳合	喜次郎
壹畝拾貳歩	四斗貳升三合	次郎兵衛
貳畝貳拾壹歩	八斗壹升六合	裏屋敷
		与左衛門

第二節 兵庫津

表 15 慶長7年兵庫各町の地子方筆数一覽

町名	総面積	分米	1反平均石盛		筆数	一筆平均面積
			石	石		
湊町	1.8.22	5.656	3.019	12	46.8	
江川町	3.3.26	11.852	3.499	19	53.4	
木戸町	3.9.29	21.138	5.288	27	44.4	
木場町	2.8.28	21.609	7.468	15	57.8	
小物屋町	5.9.5	59.042	9.978	23	77.1	
魚棚町	2.6.27	9.324	3.466	13	62.0	
魚棚裏町	3.1.2	10.336	3.327	19	49.0	
島上町	2.4.12	15.169	6.216	29	25.2	
匠町	2.4.10.5	21.32	8.755	50	14.6	
松屋町	2.4.9	20.924	8.610	45	16.2	
鍛冶屋町	3.9.17.5	29.851	7.541	52	22.8	
宮前町	2.9.5.5	17.101	5.859	52	16.8	
長福寺町	1.8.0	4.921	2.733	8	67.5	
ししやの町	2.5.16	8.438	3.304	19	40.3	
塩屋町	1.3.20	5.907	4.322	18	22.7	
小寺家町	2.5.2	7.769	3.099	18	41.7	
北中町	3.5.19	24.902	6.988	16	66.8	
大中町	6.2.15	25.876	4.140	35	53.5	
いその町	3.0.21.5	14.787	4.813	39	23.6	
切戸町	2.1.20	5.641	2.603	18	36.1	
新関町	3.1.7.5	8.983	2.874	28	33.4	
関屋之前町	1.8.27	9.468	5.009	29	19.5	
新在家町	3.3.2	22.59	6.831	36	27.5	
新在家浦町	1.3.4.5	3.31	2.517	16	24.6	
新出在家町	2.5.17.5	12.816	5.009	28	27.4	
今出在家町	1.2.27	6.853	5.312	21	18.4	
南寺家町	2.0.1	7.15	3.569	17	35.3	
慈向寺町	7.13.5	4.47	6.000	8	27.9	
小広之町	2.2.10	10.63	4.759	15	44.6	
鳥屋之町	1.18	0.321	2.006	3	16.0	
ほそつし	4.13	2.087	4.707	5	26.6	
西おちの町	5.9	1.095	2.066	4	39.7	
西之宮内之町	2.8.12	6.62	2.330	11	77.4	
西柳原町	1.5.1	3.775	2.511	16	28.1	
東柳原町	3.1.1	4.976	1.603	14	66.5	
坂瀬川町	4.2.22	13.834	3.237	22	58.2	
門口町	9.12	2.3	2.446	5	56.4	
三河口町	2.9.13	9.081	3.085	30	29.4	
長沢之町	2.8.23	8.613	2.994	19	45.4	
算所村	2.6.5	9.245	3.533	24	32.7	
合計	102.0.6 史料記載101.9.25	489.78 史料記載500.1		878	34.8	

資料：「兵庫岡方文書」

壹畝貳拾四歩

五斗四升貳合

源右衛門

壹畝拾八歩

四斗八升四合

若右衛門

以上 壹反八畝貳拾貳歩

分米 五石六斗五升六合

湊町の例では全一二筆で、広い面積のものは二畝二歩あり、狭いものは六歩しかない。一カ町のなかでも屋敷面積にかなりの差がある。兵庫総町屋敷面積は一〇町一反九畝二五歩であり、屋敷筆数は八七八筆なので、一筆の平均屋敷面積は約三五歩にしかない。もちろん一筆六〇歩以上のものもあれば、僅か六歩のものもあり、広狭に差がある(表15)。

一般に近世に入って新設された城下町では、地割を計画して行い、一筆ごとの基本面積はあらかじめ想定されていた。東国の江戸や水戸では表間口六間・奥行二〇間で面積は一二〇歩、仙台や米沢では表間口六間・奥行二五間で面積は一五〇歩ある。関西ではより狭く、大坂の船場などは間口三間・奥行二〇間で面積六〇歩が平均的である。これらと兵庫津の町屋敷面積とを比較すると、兵庫津では中世の町屋敷形態をそのまま近世に引き継いだものと考えられる。近世の兵庫津にはこの町屋敷部分(地子方)とその北部から湊川を挟んで東部に続く田畑部分(地方)とが含まれていた。

慶長期の 職業構成

この頃の兵庫津にはどのような職業の人々がいたのであろうか。慶長七年の屋地子帳の登録人にはほとんど肩書がない。原則として屋号は付さなかったが、ただ登録人中、名を記さないで「ゆや」「のりや」「布屋」「かいや」「座頭」とあるのが職業を示しているとみられる。しかし、このことは

商工業者がいなかったことを示すのではない。新在家町には納屋が三筆あり、一筆は同町で別に屋敷を登録している粘右衛門のもの、二筆は他町の与右衛門と善右衛門の所持するものである。納屋は当時の問屋に必要な倉庫のことなので、こうした納屋を登録している三人は問屋であったと推定される。

また慶長十七年、片桐且元が兵庫町中に与えた覚書によると、当時兵庫には港町として、船頭・水夫や問屋などの商工業者のほかに、田畑を持つ農民も多く住み、また享楽的な湯屋・風呂屋(蒸風呂屋)・傾城屋(遊女屋)もかなり存していたことがわかる。

それらに加えて寺院も多かった。慶長十五年九月片桐且元は、寺院のうちから先例により、築島寺・長福寺・新福寺・薬仙寺・慈向寺の年貢をそれぞれ免除している。

この時期の兵庫津は、城下町の景観も残しているが、港町らしく享楽機関もあり、農民も居住する中世的要素の強い都市であった。

なおこの覚書は、兵庫から夙の者に扶持を与えることを命じたもので、田畑を持つ者はその大小によらず一カ所につき一把ずつを従来のように年二回、各町中からは七月に銭二貫文、節季に三貫文の計五貫文を、湯屋中・風呂屋中・傾城屋からはそれぞれ年二回銭二〇〇文ずつを、また祝言や不祝言の時は、下の家は除くが上の家(上流町人)からは銭二〇〇文ずつを、それぞれ与えることとし、夙の者が犯罪者を逮捕した時は、その衣類を与え、刀・脇指その他の雑物は公儀に差し出す、という内容のものである。

覚書に記された夙というのは、一般に中世賤民の一呼称であるが、この場合は夙の者が兵庫の警備にあたり、町から給付を得るといふ関係にあったことがわかる。しかしこの夙村は、慶長十年の国絵図以後、郷帳

では一個の独立村として記され、元和ころ兵庫とは別の畠山氏の領地になっている。

戸田氏の 元和元年（一六一五）豊臣氏が滅び、兵庫津は幕府領となり、片桐貞隆にそのまま預けられてい

支配 た。しかし同三年七月、幕府は譜代大名戸田氏鉄を撰津尼崎に移し、撰津国用辺・武庫・菟原

・八部の四郡において五万石を与えた。ここに兵庫津は尼崎藩領となった。

幕府は戸田氏鉄に大規模な尼崎城を築かせたが、氏鉄は、元和五年九月大坂城から尼崎城を視察に来た將軍秀忠に、その築城技術を認められ、翌年から前後三回、一〇年に及ぶ大坂城改築工事の総奉行に任ぜられた。このため尼崎藩領民は、尼崎城に続いて大坂城の普請などにもさまざまの役を課された。

戸田氏鉄は多忙のため、領内の大規模な検地は施行しなかったようである。幕府領期の町屋方の兵庫地子は五〇〇石一斗、同正直屋敷分二二石五斗、また田畑方は兵庫川東四六石五斗一升三合、兵庫川西二一三七石二斗八升七合で、兵庫寺領は六二石一斗九升であった。戸田氏時代、兵庫川東・兵庫川西・正直屋敷方の石高はそのままであるが、兵庫地子方は一〇一二石五斗と著しく石高を増加させている。この増加は短年の間なので、町屋敷の急激な増加による石高の増加とは考えられない。これは先の五〇〇石一斗が分米高（年貢高）であったのを、一般農村と同様に生産予想高の石高に直したものと推察される。したがって、実際にはこの高の五割前後を年貢として納めたものであろう。

しかし、役は著しく増加した。兵庫津で多く課された役に、水主役がある。水主は船乗りのことで、船もろとも徴用され、藩や幕府の御用としての御影石、長崎その他から来る貨物や銀の運送、外国人往来の際の用や尼崎藩主参勤の時の伏見までの送迎などを負担した。

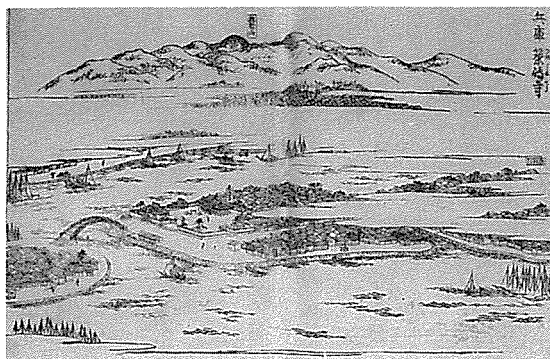


写真 26 兵庫来迎寺(築島寺) (『摂津名所図会』)

また寛永四年(一六二七)十一月大坂町奉行から、兵庫津の廻船・上荷船・小舟が貨物を直接大坂へ運ぶ場合は、その積荷の石数に応じ三文ずつ出すことを命ぜられた。これを石銭といい、享保年間には一カ年に銀五〇貫目を納入している。

製材を業とする柚木挽と大工との両職人の場合は、寛永年間幕府の大工頭中井水正の支配下に組み入れられ、それぞれ兵庫組と唱え「御所向き日役料」を納入することになったが、もちろん藩の御用も勤めた。漁民は、豊臣氏領の時も片桐且元などが来れば、馳走のため網漁を命ぜられたりして魚介などを納めたが、尼崎藩領になってからは、御用魚を尼崎まで運ぶのには遠く、銀納を願い出て一カ年八貫目程度を納入するようになった。また、入港船によって影響を被る生田崎から和田崎までの沖漁については、兵庫単独の漁場とすることを藩に出願し、漁師傍示銀として六四五匁を上納するようになった。

幕府はまた国役普請を命じた。これは高一〇〇石について五人の人夫を出すもので、その費用は町人が負担した。幕府の公用人や、オランダ商館長の参府および朝鮮使節の通過にあたっては、町人(家屋敷を持つ者)は種々の日役を負担し、場合によっては宿も提供した。また領主に納めるものではないが、自治費用があり、これは軒役として屋敷間口などの広狭によって割り当てられた。

青山氏の

戸田氏鉄は寛永十二年七月美濃大垣へ移され、遠江掛川藩主青山幸成が一万七千石の加増を受支配

け尼崎藩五万石の藩主となった。同二十年、幸成の遺言による二、三、四男への六千石の分知と新田高四千石の本高への組入れが幕府に認められ、この結果領知高は四万八千石となった。分知後同年の兵庫津石高は二六二六石三斗、同所地子方は一〇一二石二斗となり、もはや川東・川西などの区別もなく、正直屋敷分などもこのなかに包括された。

藩は分知による減収を回復するため、少しの土地でも検地を行い石高を増加させようとした。兵庫の地子方だけを見ても、町屋敷の増加につれて小規模な検地を繰り返し、青山氏時代には計一一五石余の地子の増加をみている。

この地子は、農民の多い岡方では地子米、商工業者の多い南浜・北浜では地子銀として、三方惣代が尼崎へ持参した。この岡方地子米の納付については、年末納入時藩役人の出張接待などの煩雑を省くため、元禄十四年（一七〇二）十一月尼崎藩勘定所から兵庫奉行に相談があり、地子米も年貢米と同様に、兵庫津の役人によって米をあらため、尼崎へ積み登る方法に変更されることになった。そこで奉行は、岡方の田方組頭を惣会所に呼び集め、尼崎へ積み登る米の量に不足のあった場合、その不足米は惣高に割り当てて負担することを定めさせるとともに、米の質も町々で吟味して、他の田舎米などを買い入れて出さないように厳命している。

兵庫津がいよいよ発展してきた天和二年（一六八二）、藩は主要な法令の一部を書いた高札を津中四カ所に立てた。西国街道に面し津の中央にあたる南中町の高札場には、キリスト教信者・宣教師を通報した者に褒

第二節 兵庫津

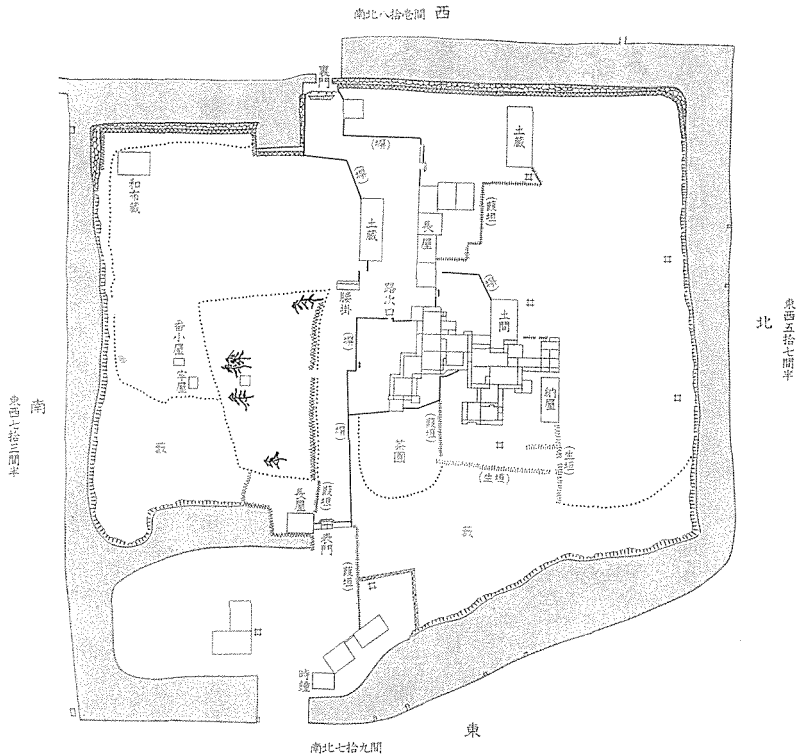


図 5 兵庫津陣屋 (全図)

美を与えるなどとしたキリシタン札、忠孝・儉約の奨励や盗賊の密告や人身売買の禁止を定めた親子兄弟札、毒薬・偽金銀・いかがわしい新作書物などの売買を禁じた毒薬札、放火者の通報や火事場のことを定めた火付ける者の札、宿駅駄賃銭札の五枚を掲げた。兵庫津への東西両出入り口である湊口・柳原口にはキリシタン札を各一枚ずつ掲げ、築島米迎寺前札場にはキリシタン札・浦辺高札・御城米札・抜買札を掲げた。浦辺高札には難船時の救助義務、救助者への報償、積み荷盗難予防としての港での貨物や船具の調査、長

期停泊船の穿鑿、船具水主不足の船への城米積載の禁止、漂着した船や貨物の処置（半年過ぎて持ち主の現れない場合は拾得者に与える）、賭勝負の禁止などが記されていた。

また城下町では近世初頭まで、城中で太鼓を打って時を報じていたが、都市化すると聞こえないので時鐘を铸造するようになった。讚岐高松では慶長十二年、大坂では寛永十一年、岡山では栄町に寛文六年（一六六六）時鐘がつくられている。兵庫津では、旧兵庫城跡の陣屋東口に時鐘が設けられたが、一七世紀前半のころと推察される。

牢屋も陣屋の一角にあったが、元禄ころの記録では、手鎖などの処罰の場合、多くは町や算所村に預けられている。

貞享二年の

貞享元年（一六八四）九月、藩主となった青山幸督は、法治主義を徹底させようとして、翌年

兵庫津条目

十二月あらためて兵庫津への条目を触れ出した。公儀法度の遵守、キリシタン制禁、人身売

買や賭勝負の禁止、喧嘩両成敗、徒党の禁止とともに、津中酒造業者へも法令規制を強め、年季奉公は一〇年以内とするほか、新地の寺庵建立や新規祭礼・神事を中止させ、幕府朱印状所持者への伝馬人足の確保と公儀荷物・継飛脚・公儀役船の取扱方、公儀の船改めに関する浦辺役人・問屋・船屋の在り方などを定めている。これらを見ると藩主は幕令に対して忠実である。

これと同時に、家老・重臣と考えられる佐治八郎太夫・原平太左衛門・朝比奈藤兵衛・堀尾外記・小出弥左衛門が連署して兵庫津中宛の「条々」を出している。この内容は当時の兵庫津の状況と、これに対して町民を厳しく規制しようとした藩の動向とをよく示している。

第二節 兵庫津



写真 27 兵庫津湊口門 (若林秀岳画)

先ず相続・売買・質入れなどをめぐる紛争が多くなり、訴訟が増加した。これを抑えるために、家屋敷・田畑の売買・質入れに関しては、地子方(町屋敷地)はその証文に名主・組頭・五人組の加判を命じ、地方(耕地)では庄屋・年寄・百姓五人組の加判を義務づけた。相続では、遺言状にその町の年寄・五人組なども加判させ、頓死など遺言状のない場合は、吟味したうえ筋目によって相続させるものとした。また、確かな証拠がありながら不当な者が訴訟することも禁じている。

商業に関しては、不審な物を吟味しないで購入または質受けすることを禁じ、商取引では相互に証文を取り交わして売買させ、これをしないで後日争論となっても裁決はしないと定めた。また荷主や船頭などを宿泊させていた問屋や宿屋に対しても、保証人または身元保証書のない初めての客に宿を貸すことを禁じている。商業の発展とともに、不特定多数の相手との商取引が増え、それによる訴訟の増加に対して、文書証拠による裁判の迅速化をねらったものである。

都市行政事務も多くなり、町人の費用負担も増加した。この負担増による不満が生じたためか、岡方・浜方ともに町々の費用については、一年間の収支明細を記した帳面を、毎年正月早々、各町の組頭、五人組立ち会いで監査のうえ捺印させ、それぞれの会所に保存することを命じている。

物価上昇も生じていた。そこで、津中同業者が申し合わせて高値で売買することを禁じ、手代・下男・下女らが主人に対してわがままをいう時は奉行に申し出よとし、これら奉公人の切米（給料）は規定通りにすることを命じている。こうして商品価格や給銀などの上昇を止めようとした。また尼崎藩家臣や町々・農村で召し抱えられた奉公人以外に奉公したい者があれば、名主・組頭が記帳して奉行に届け、奉行の指図で他所へ領へも行かせるが、内密に出奉公することは禁じた。これは尼崎領内の奉公人の供給を潤沢にする配慮である。

開放的な港町の風俗も肅正されていた。豊臣氏時代に湯屋・風呂屋・傾城屋は多かった。しかし三代将軍家光のとき江戸で風俗肅正があり、そのためとみられるが、傾城屋は姿を消し、旅籠屋・湯屋・風呂屋にひそかに遊女が置かれていた。これを禁じ、召使の下女一兩人のみを許し、もし遊女を抱え置く者があれば、女とともに、抱え主も処罰するとした。

キリスト教は一六世紀末から一七世紀前期に厳しく禁ぜられ、宗門改めも行われていたが、仏教の宗門でも宗旨を変更した者は奉行に届けさせ、勝手に変えた場合、当人はもちろんその属する五人組も罰するものとした。また他所者が永住する場合は、本国生国親類書を改め、保証人や寺請証文をとり、名主・組頭の吟味を経て奉行が許可することとした。津中の者が他国へ出入りする際も、奉行への届け出を必要とした。旅人への規制も厳しくなった。岡方・浜方ともに宿を貸し得るのは、問屋・旅籠屋・商人宿（木賃宿）のみとし、旅籠屋で宿泊し続けることを禁じ、理由のある場合のみ奉行に伺うよう命じ、不審な者には一切宿を貸さないようにさせた。この方針は寺院にも及び、寺の宿貸しを禁じ、客僧を宿泊させる時も奉行へ届けさせた。

しかし他方で旅人を保護するため宿駅の駄賃錢・旅籠錢・木錢は規定額を守らせ、旅人に対する乱暴な行為を禁じた。

港としての規定もある。浦辺の制札にあるように、天候のよいのに出帆しない不審な船があれば早速奉行へ届け、他所に水主が雇われる際一〇人を超過すれば奉行の指図によるとした。破損船や荷打ち（遭難時に荷を投棄した船があれば、浦役人・問屋・船宿が赴き、破損状態や積荷を改め、浦手形を与えさせた。諸大名の荷物船から荷打ちを届けてきた場合は、兵庫の扶持人や名主・惣代・問屋・船宿が立ち会って改め、その藩の大坂蔵屋敷へ注進して検使に貨物を渡す、もし兵庫での差配に任すと連絡があれば、浦手形に扶持人の署名捺印を添えて与えることとした。

天下の台所となった大坂は幕府から保護され、諸藩は換金のため蔵物として年貢米その他を送った。諸藩の大坂蔵屋敷は河口からさかのぼった地であり、廻船のような大型船はその川岸まで入れなかった。そのため廻船の荷は、兵庫津で渡海船に積み替えて蔵屋敷へ運送させるか、または大坂の川口でさらに上荷船もしくは茶船に積み替えるかした。そこで、諸廻船の荷を大坂へ運ぶ兵庫の渡海船などの船頭・水主に対しては、従来の定法を守り、途中で荷を下ろさないように命じ、また大坂の川中では大坂の上荷船・茶船の船頭・水主との口論を慎み、もし幕府の取り上げるような事件を起こしたら、たとえ兵庫側の者に理があっても処罰するとした。藩は幕府側と対立することを避けようとしたのである。

また藩の必要で船や水主は役として徴用されたが、家臣が私用で船や水主を使役することを避けるため、奉行へ無届けで船を出さないように命じている。

表 16 兵庫奉行の変遷

任命年 ()は史料記載年	奉行名
貞享 3	河野五郎太夫
元禄 4	坂田又右衛門
不詳	一宮弥五左衛門
不詳	高木新兵衛門
享保 6 11月	堀宇右衛門
(元文 2)(寛保 4)	齋藤惣右衛門
(延享 5)(寛延 3)	堀弥五衛門
(宝暦 2)(宝暦 4)	松井宇右衛門
宝暦 9 11月	粟津喜兵衛

資料:「兵庫岡方文書」, 神戸市立博物館所蔵文書, 「榎井家文書」

い、防災にも留意した。

災害と対策

一七世紀後半から一八世紀初めは災害の多い時期であった。武庫川沿いの村々では明暦元年(二六五五)・万治二年(二六五九)と二度の洪水被害を受けたので、藩は再検地をしたほどであり、とりわけ延宝二年(二六七四)六月の洪水は京都・大坂辺で被害が甚大で、同三年には兵庫周辺でも水害があったという。津中百姓の訴えによって、天和元年に実施された検地では、四五七石余を「永荒川成無地」と確認しており、湊川の洪水などによるものとみられる。享保十二年(一七二七)四月の大雨の時、奉行は配下の者を連れ、三方名主・庄屋・町々組頭も湊川へ出動し、人足を動員して水防にあたった。火災もしばしば起こった。貞享年中と以後とに二度の大火があり、網屋新九郎家は二度とも類焼し、宝永五年(二七〇八)の大火では、網屋と合わせ鍛冶屋町の北風荘右衛門家も焼失した。

最後に、兵庫津中での火災や湊川の洪水の際は、直ちに駆けつけ、これを防ぐことも町人たちに義務づけている。

このような藩の政策によって、兵庫津は、しだいにその性格を近世的に、特に風俗では城下町的に変化させていった。

従来兵庫には兵庫同心が置かれていたが、貞享三年二月から兵庫奉行が置かれるようになった。判明するだけの奉行を示そう(表16)。奉行は兵庫城跡の陣屋に住み、行政・司法をつかさどり、兵庫に適用される触れも出し、町々の見回りや警察的取締りも行

貞享二年の条目では、単に火災や洪水の際、人々に早速駆けつけ防ぐように指示したに過ぎないが、翌三年二月に奉行河野五郎太夫の出した法度では、冬から春まで夜は拍子木を打って火の用心を呼びかける夜番を巡回させ、四ツ(午後一〇時)を過ぎると木戸門を閉じ、その後の往来の者は改めてから通すようにさせた。出火時は、かねて定めたように出火場所の近辺はいうに及ばず、その方角(岡方・北浜・南浜などの各一方)の者が集まって消火に当たり、方角違いの者には火消し道具を持たせて、半分はその方角に待機させ、残る半分は名主が召し連れて火元近辺へ詰め、奉行の指図を受けさせるようにした。また火事場へ集まる者は何であれ火消し道具を持った者に限り、見物に来た者は罰することとし、旅人はその宿から火事場へ出さないようにした。また風の吹く時は大工・桶屋・曲物師・細工所では喫煙を禁じ、常々水溜桶の補修に留意して水を満たさせ、消火道具は何時でも使用できるように命じている。

しかし、消火用の水源は井戸で、享保年間の家数三五五軒のうち、井戸数は九八四しかなく、そのうち北浜では一二二、南浜では一一〇しかない。井戸水を汲み上げて人海戦術で運び、注水する消火方法では、風の強い冬など初期消火が遅れると大火になった。そのため初期消火が重視された。元禄四年五月、就任早々の兵庫町奉行坂田又右衛門は、兵庫津中へ出した指令のなかで、火事発生の時は早速近所の者が駆けつけて消火し、火元に構わず自分の家財などを持ち出す者は吟味して処罰する。また万一大火になった際は、前から定めたように火消し人足を命じて出動させ消火にあたるとしている。

同年十一月二十一日正午過ぎ、磯之町の湯屋利兵衛方の湯釜火袋から出火したがすぐに消し止めた。この時名主・惣代・組頭とともに兵庫奉行の屋敷に出頭して事情を説明し、奉行は後に、湯釜火袋の中を毎時掃

除すること、燃え出した屋根裏を土で塗って燃え難くするよう指示し、湯屋の営業停止を命じた。翌日目付二人が岡方惣会所に来て、三方とも家の門口に、「内に井戸あり」または「裏に井戸あり」と書いた札を出すよう命じている。そして湯屋の営業停止は詫びをいれて二十五日解除された。

兵庫津の

兵庫町中は、主街道に沿って海からやや離れた地域と、海岸に面した地域とに分かれ、前者は

市制

農民のほか陸上交通の駅所としての問屋場や大名の宿泊する本陣、一般旅人の旅籠屋、商人宿

などが多く、「岡方」として自治組織をつくり、後者は漁民や問屋・船宿、船頭・水主らが多く住む「浦方」としくは「浜方」として自治組織をつくった。さらに岡方の一七町には農民が集住しているため「地方」と称した。

こうした分離には理由がある。大坂城などの修築工事や幕府・藩の公用として、無償で船とその操縦者を出す船水主役の負担は重く、寛永二十一年十月に、尼崎組・西宮組・兵庫組の浦方代表者は寄り合って、負担の公平化をはかるため、毎年船水主役を多く負担した浦方へは、少なかつた浦方からその差額を銀で補償することを取り決めた。こうした約定は、浦方に関係ある者でなければならず、浦方の代表者が生まれる必要があった。貞享二年の「条々」にも「岡方」「浜方」としてこれを認めている。

浦方(浜方)には多くの町屋敷ができたので、さらに「北浜」と「南浜」に分離した。元禄三年十一月十五日、兵庫奉行河野五郎太夫が漂流船などの救助を命じた際の宛名には「南浜名主御中」とあるので、これ以前に分離したものであろう。岡方・北浜・南浜を総称して三方といった。

天和元年岡方所属の町は、湊町・江川町・木戸町・木場町・小物屋町・魚棚町・長福寺町・鹿屋町・塩屋

町・北中町・磯之町・切戸町・新町・小広町・神明町・細辻子町・西宮内町・西柳原町・東柳原町・逆瀬川町・門口町・三川口町・長沢町・算所村・西大路町・南中町・鳥屋町の二七町である。北浜は島上町・匠町・松屋町・鍛冶屋町・宮前町・宮内町・北宮内町・川崎町・西出町・東出町の一〇町である。南浜は関屋町・新在家町・出在家町・今出在家町・船大工町・和田崎町の六町となった。

三方ではそれぞれ事務を執る惣会所を設けた。初期の状態は不明だが、幕末期の各惣会所は、岡方は小物屋町、北浜は鍛冶屋町、南浜は新在家町にあった。

三方の各代表者は名主である。表17で示したように、浜方では問屋・船宿などの有力者が、岡方では正直屋などの有力商人がなっている。藩政時代の三方の名主はそれぞれ複数で、特に岡方は四人のときも、三二人のときもあった。三方名主の選出は、それぞれ方角の組頭による選挙によりなされ、ほとんどそのまま奉行によって任命された。

名主の職務は、初期には明瞭でなかった。明暦二年暴風雨の時、ちょうど兵庫に入港しようとした豊後岡藩主の乗った船が危うくなり、当時浜方の名主であった北風七兵衛は、漁船数艘・人夫一〇〇人余を動員してこの救助に当たった。折悪しく領主である尼崎藩主も七兵衛を召していたが、七兵衛は救助を先にして後、藩主の命に従った。この遅延のため七兵衛は厳罰に処せられることとなり、種々の嘆願も聞き届けられず、即日西光寺（藤の寺）で斬首された。当時は海難処置も藩制としては定まっておらず、浜方の名主としては遭難の救助に当たったのは当然のことだが、これを藩側は、七兵衛が問屋として大名の意を迎えようとする私用を優先したと解したものであろう。

表 17 兵庫津三方の名主の変遷

史料記載年	岡方名主名	浜方名主名	
		北 浜	南 浜
明暦2 (1656)	不詳	北風七兵衛 他は不詳	
寛文3 (1663)	不詳	北風七郎右衛門・網屋新右衛門 北風六右衛門・小豆屋助右衛門	
元禄4 (1691)	十河長介 正直屋新助 劍菱屋市郎右衛門 他に名不詳1名	北風六右衛門 他に名不詳1名	絵屋右近右衛門 他に名不詳1名
享保5 (1720)	瓜屋九左衛門 劍菱屋市郎右衛門 正直屋新助	北風彦六 座古屋喜左衛門	絵屋右近右衛門 小豆屋助右衛門
享保19 (1734)	劍菱屋市郎右衛門 正直屋十助 正直屋八左衛門	座古屋喜左衛門 北風六右衛門	網屋佐左衛門 絵屋右近右衛門
元文3 (1738)	劍菱屋市郎右衛門 正直屋八左衛門 正直屋弥右衛門	座古屋喜左衛門 北風六右衛門	網屋佐左衛門 絵屋右近右衛門
宝暦12 (1762)	正直屋安右衛門 正直屋八左衛門	北風六右衛門 六軒屋弥兵衛	絵屋右近右衛門 網屋佐左衛門
宝暦14 (1764)	藤左衛門 八左衛門	六右衛門 弥兵衛	佐左衛門 右近右衛門
寛政12 (1800)	正直屋弥右衛門	北風彦六	不詳
天保5 (1834)	正直屋弥右衛門	北風丈助	網屋惣兵衛
天保8 (1837)	不詳	北風丈助	網屋新九郎
文久1 (1861)	正直屋弥右衛門	北風荘右衛門	岩間屋兵右衛門
慶応1 (1865)	京屋善右衛門	北風荘右衛門	岩間屋兵右衛門

資料：神戸大学所蔵文書，神戸市立博物館所蔵文書，『神戸市史』資料2，「兵庫岡方文書」，安田荘右衛門『北風遺事』，「榎井家文書」

第二節 兵庫津

表 18 兵庫津三方の惣代の変遷

史料記載年	岡方惣代名	浜方惣代名	
		北 浜	南 浜
寛文 3(1663)	不詳	治左衛門・助	太夫
享保 6(1721)	儀助	佐助	助太夫
享保19(1734)	八右衛門	兵藏	助太夫
元文 3(1738)	儀助	平治	助太夫
宝暦12(1762)	平蔵	栄治	喜作
宝暦13(1763)	儀助	栄治	忠兵衛
天明 8(1788)	高井要助	原田儀左衛門	喜市
寛政12(1800)	見習要助		
文政 2(1819)	高井彦輔		
天保 6(1835)	高井彦左衛門	石原平次	榎並武右衛門
文久 1(1861)	見習繁八郎	石原鉄藏	榎並直五郎
元治 1(1864)	高井本次郎	石原嘉右衛門	
		石原加左衛門	榎並直五郎
		見習同初三郎	

資料：神戸大学所蔵文書、「榎井家文書」,「兵庫岡方文書」,『神戸市史』資料2

代がいた(表18)。
このほか惣会所には雑

力しつつ仕事に当たったのである。なお三方の世話をする順番は、一方ずつ交代で月番とした。
惣代は、多忙な名主を助けて、事務をとる雇用人であった。寛文三年には浜方に二人の惣代がいたことがわかるが、三方に分かれてからは、三方それぞれに一二人の惣

名主は、藩や兵庫奉行の出した法令・指令の伝達や、毎月四日・九日・十三日・二十日・二十五日・二十九日(小月は二十八日)の六日、兵庫奉行の常駐する陣屋に詰めて、諸願・届や公事訴訟に関する意見を上申したりしたほか、地子銀その他の租税を徴収して納入し、宗旨改帳の作成・修正を行い、出火・洪水・飢饉などの際に対応するなど極めて多忙であった。そこで家業を持ちながら名譽職としてなった複数の名主は、協

用にあたる小使が雇われていた。元禄頃にも現れているが、寛政十二年（一八〇〇）には三方にそれぞれ一人ずついたようである。

各町の代表者は「組頭」と呼ばれた。兵庫津へ下された尼崎藩の貞享二年「条々」にも、「組頭五人組」とか「其町年寄五人組」とかあり、組頭もしくは年寄が各町の自治の代表者とされている。元禄四年兵庫奉行となった坂田又右衛門の申し渡しは、兵庫津の名主・庄屋に命ぜられ、名主は早速町々の組頭を惣会所に呼び、これを読み聞かせ、写しを一通ずつ与えている。

この頃の組頭は一町一人を原則とし、町民の選挙によって選出された。元禄四年十二月二十日に小物屋町組頭甚右衛門、小広町組頭次兵衛、南中町組頭清右衛門の組頭役辞退が認められると、翌二十一日岡方惣会所で後任の選挙が行われ、その結果最高得票者は小物屋町では日銭屋弥一右衛門、小広町では長兵衛、南中町では吉右衛門となり、その他の得票結果もすべて奉行に報告され、奉行は二十二日最高得票者をそのまま組頭役に任命している。

組頭の職務は、名主から伝えられた法令・指令の伝達、宗門改帳・人帳・証書類などの作成保管、惣会所から割り当てられる費用や地子銀などの徴収、屋敷田畑の売買・質入れ証文や遺言状への加判、正月早々の惣会所年間支払い分の監査、町の自治に関する取りまとめなどである。組頭も名誉職であった。

家業を持つ組頭のため、その事務を助ける者として、町代（丁代）が雇用

表 19 兵庫津地方の庄屋の変遷

史料記載年	庄屋名
元禄 4(1691)	伊右衛門・作太夫
享保 6(1721)	仙右衛門
元文 3(1738)	八郎右衛門・九兵衛
宝暦 12(1762)	八郎右衛門・武八
元治 1(1864)	井上八郎右衛門

資料：神戸市立博物館所蔵文書、『種井家文書』、『兵庫岡方文書』、『神戸市史』資料 2

された。町代の成立は、大坂の例を見ると一七世紀前期と考えられるが、兵庫津では元禄四年五月十三日に、兵庫奉行坂田又右衛門が赴任した時、三方惣代とともに町代・船目付・船指などが、走水村まで迎えに出ているのが初見である。

また兵庫津には、背後地の川西・川東などに耕地があり、農民も居住していたから、それに係わる耕地や年貢収納などを主とする職務を執る役として庄屋が置かれていた(表19)。庄屋は二人いることもあったが、一人の場合もあり、これを補助する年寄もいた。

2 近世前期の商業

浜本陣の 元和五年(一六一九)大坂は幕府領となり、大坂以西の諸藩は大坂に蔵屋敷を設けはじめた。諸藩は、参勤交代や幕府への手伝い普請のため貨幣を必要とし、領内で得た年貢米を有利な市場

である大坂で売却する需要が増加していたのである。そのため、より大量の米をより安価に直送できる海運の必要性が高まり、西国の大名の中には領地と大坂の間に中継地を確保しようとする者もあらわれた。

すでに豊臣政権下で、兵庫の間屋・船宿の中には、特定の大名の宿や休憩所となって、御用船との取引を始めるなどの関係をもつ者もあったが、関ヶ原戦以後大名の交替は激しく、その関係も変遷を免れなかった。たとえば出在家町の網屋新右衛門の場合は、その取引先の福島正則・寺沢正成・大久保長安などの大名が、改易あるいは死亡し、その関係が途絶えたが、のち新たに岡山藩との関係が結ばれるようになっていた。たま

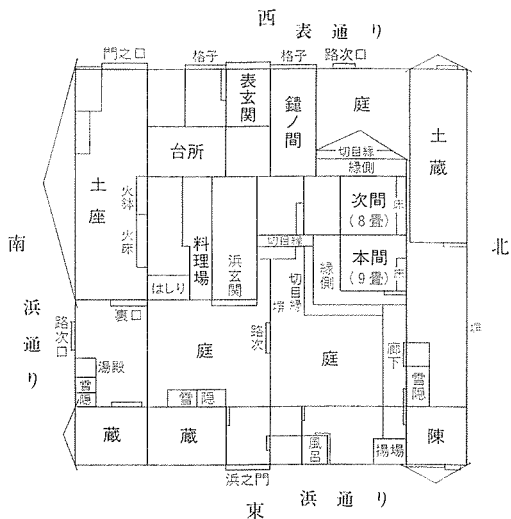


図 6 浜本陣(網屋惣兵衛)平面図

たま寛永十九年(一六四二)六月、同藩主池田光政が海路国元へ下る途中、風波と日没で乗船が危うくなった時、新右衛門が油樽を集めさせて和田岬の海辺で火を焚き続けて船を誘導し、無事光政を上陸させたことが縁となつて、以後岡山藩御用船の宿となつたといふ。いづれにしても諸藩と関係をもつようになった網屋新左衛門・網屋惣兵衛・絵屋右近右衛門・肥前屋粘右衛門らも一般商人船を相手とせず、関係のある大名の宿泊所をも勤めたことから、浜本陣と称するようになった。

細川忠利の宿をしていた網屋惣兵衛の場合は、熊本藩の浜本陣であったが、藩の廻船はなかなか立ち寄りなかつた。熊本藩が大坂への廻送蔵米を増加させるようになった寛永末から正保ころ(一六四〇年代)、惣兵衛からの出願もあつて、藩はかれに蔵米廻船の支配を命じている。この支配とは、藩の御用廻船が大坂に蔵米などを積み登る際、大坂の河口は水深が浅いため、兵庫津で上荷船に積み替えて蔵屋敷に送る場合も多く、その手配をすることであつた。

ところが万治三年(一六六〇)ごろ、この上荷船の者は、熊本藩の蔵米上荷賃が一〇俵を三石と計算し、しかも赤米で支払われてきたことを不満として兵庫奉行に提訴し、奉行はこれについて、三俵を一石として運

賃は白米で支払うよう値上げを命じた。問屋中はこれを受け入れたが、網屋は不服として逆に訴訟し、ついに従前どおりに上荷賃を減額させている。

このように浜本陣は藩の御用を勤めるので權威を持った。しかしそのことはかえって商船など荷主・船頭の忌避するところとなり、商業的利益は得られなくなった。熊本藩領の商船も浜本陣には立ち寄らず、貨物は問屋で売りさばかれた。結局、浜本陣は御用廻船が蔵米などを積み登って来ると、それを大坂へ廻送するため、兵庫津の上荷船または渡海船に積み替えさせ、それらの手数料を廻船側から取った。

こうして兵庫の渡海船などが荷を大坂川口から蔵屋敷まで積み登るので、そこを仕事場としている大坂の茶船・上荷船と対立し、大坂側の提訴によって、ついに元禄十一年（一六九八）六月大坂町奉行は、兵庫渡海船の大坂川口から市中への貨物運送を禁止、渡海船には安治川口戎鳥番所および木津番所以西において、大坂の上荷船・茶船に荷を転載することを命じた。こうなると諸藩の御用廻船は、兵庫で積み換えると浜本陣に対し、兵庫渡海船と大坂上荷船との両運賃を加算した手数料を支払わなければならない。いきおい天候や潮加減が許せば、大坂川口まで直行するという場合も増え、こうした事情が浜本陣の経営を苦しくしていた。

問屋・仲買

兵庫津の問屋の多くは商船を相手としたので、船問屋ともいわれる。商船の多くは積荷の種類

の発展

類が多様で、その多様な積荷を一手に引き受ける問屋は、特定の商品だけを取り扱う專業問

屋とはならず、後には諸問屋と称している。

当時の大坂は全国的な規模の市場で、商船も兵庫津より大坂へ荷を運ぶことが多く、また大坂の問屋も一

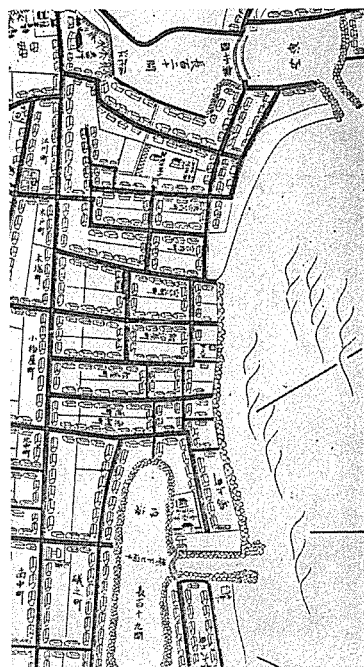


写真 28 兵庫津浜辺
(元禄兵庫津絵図)

つけたのか、商船の兵庫津への入港が増加し問屋も増加した。

しかし近隣で廻船所有者のいる神戸村・二ツ茶屋村でも問屋が一〇軒生まれ、問屋間の競争も激化していた。延宝年間兵庫津の問屋は、領主である尼崎藩に嘆願して、問屋の営業は兵庫津に限定するよう働きかけ、藩は兵庫津の問屋一三六軒を記録して、株のような特権を与えている。

この時、兵庫の問屋は仲間として申し合わせ、それぞれ個別に客筋を振り分けるようにしている。北風家でも、六右衛門家・彦太郎家は問屋の営業が振るわないので、得意先を一族の荘右衛門家に譲り、六右衛門家は副業としていた酢の醸造を、彦太郎家では酒造を本業とし、荘右衛門家は問屋として伊予・土佐・筑前・石見・安芸五カ国の商船と取引するようになった。

さて、問屋は商船と取引して様々の貨物を一括して引き取るが、これを品目別に購入するのが仲買である。

七世紀中葉ごろには商品の入荷を増加させるため、産地や荷主に前貸銀を渡したりして商品を吸引した。そこで兵庫の問屋北風荘右衛門などは、商船に乗り込んでくる荷主や船頭の宿料を請求せず、かえって馳走したりして客船を集めようとしている。そうしたサービスのよさが客を引き

仲買の中で最も多かったと考えられるのは、穀物仲買であった。穀物仲買は問屋から引き取った商品を兵庫津の小売店やその他に売りさばくとともに、一七世紀以降普及しはじめた白米を売る搗米小売も営むようになった。

一方近郊農村では、有利な商品作物栽培に干鰯・油粕などの購入肥料が使用されるようになって、兵庫にも干鰯仲買が現れ、その数も増加した。販売先は播磨明石郡・美濃郡から、摂津八部郡・有馬郡や兵庫津周辺の農村などである。

干鰯仲買では、同業者が増加するところから一七世紀中葉ごろ組合を結成している。組合は職業的共同体の性格を持っていて、干鰯を運搬する兵庫の馬借(馬方)と毎年協議して駄賃を定めたりしている。この駄賃は他の商人も守るといふ慣習の基となった。穀物・干鰯以外の仲買もいたが、その職種は明らかでない。

仲間の成立

幕府のすすめた粟市粟座政策によって商工業者は増加し、一七世紀後半には同業者間の競争も激化した。同業者の親睦や信仰などの団体としての仲間の成立は、干鰯仲買のほかに、兵庫では船大工や家大工も仲間を結成していた。この両仲間は一七世紀末に、船大工が家屋の建築をしたことから争論となり、元禄二年一月十八日兵庫奉行は、船大工の家屋建築を禁止する次のような裁定を下している。(1)古来兵庫津の船大工は、自分の家屋の新築に限って、家大工の棟梁を雇い、自分の弟子に手伝わせることは許されている、(2)船大工が細工をすることは寺などへの寄付であっても禁止する、(3)施工主はたとえ馴染みの船大工がいても家・蔵の建築に雇うことは禁止する、(4)船大工が木挽を兼ねることは、両役を勤めている場合は双方の仲間で相談納得すればよい、(5)船大工の弟子が木挽を兼ねることは禁止するというので

ある。しかし船大工仲間はこの裁定に承服せず、大坂の状況を問い合わせ、兵庫奉行も、大坂では船大工が木挽を行うことが許されているという実情に鑑みて、船大工が木挽を兼ねることは自由、と後に裁決を改めた。

また同年四月、木戸町のしふ屋吉兵衛が紺屋の開業を願ひ出た時は、岡方惣会所では津中の紺屋を呼び、その可否を尋ねている。紺屋清右衛門は、貞享年間の大火までは禁中染殿院から下された文書もあり、紺屋の家も定まっていたが、大火以後は紺屋が増加し難儀しているので、新規開業は許可しないよう上申されることを願った。しかし奉行は、紺屋に座は無く、吉兵衛も生計が苦しいため出願したものとして、開業を許可している。

こうした例からも、この時期商工業者は仲間を結成し、できる限り新規の同業者を排除しようとしていたことがわかる。

仲間ではもちろん規約を定めていたが、この頃の仲間規約は見当たらない。ただ、後の明和四年（一七六七）八月大和屋長兵衛が諸問屋仲間に加ふる際に差し出した一札から、当時の規約を類推することはできる。

その内容は、(1)幕府や藩の法令を守る、(2)問屋中の申合せには違背しない、(3)諸藩の蔵米積み船からの売り物は取引しない、(4)諸国の商船がもたらす納屋物でも密貿易の疑いある唐物の売買はせず、薬種・砂糖など許可されている商品でも、船の国籍や場所、商品の出所、また送り先を考え、よく確かめて安全な品物のみ商う、(5)当津の問屋と既に取り引している商船と沖での取引はしない、また自分の店先へ取引を依頼してき

第二節 兵庫津

表 20 兵庫津住民の職業
(享保年間)

職 業	人 数
1 百姓	230人
2 漁師	210人
3 水主	2,393人 (内北浜1,043人 南浜1,350人)
4 木挽	36人
5 屋大工	63人
6 船大工	162人
7 鍛冶	66人
8 樽屋	50人
9 船問屋	76人
10 酒屋	40軒
11 旅籠屋	31軒
12 本陣	5軒
13 修験者	10人
14 (類族)	10人

資料：『神戸市史』資料 2

享保年間の兵庫津の住民の職業は、ほぼ表20のようである。これは名主も勤めた網屋（のち南条の姓となる）の心覚えで、職種も一三種に限られ、兵庫津の職業すべてを示したのではない。また類族のように、職業ではなく幕府が禁じたキリスト教信者の家族子孫も含まれている。このように限定されたもので

ている。一七世紀初頭には農民の多い港町であったが、商工業者や運送業者が増加して近世都市らしくなっている。兵庫町民の構成の間寛文九年（一六六九）には家数一六〇八、人口一万三五七七を数え、町民の職業もかなり変化した。兵庫津は慶長七年（一六〇二）の四〇町村から天和元年（一六八一）には四三町村と拡大した。この間寛文九年（一六六九）には家数一六〇八、人口一万三五七七を数え、町民の職業もかなり変化した。一七世紀初頭には農民の多い港町であったが、商工業者や運送業者が増加して近世都市らしくなっている。

3 兵庫の町人社会

でも先に取引した問屋のない場合のみ取引する、(6)同様な商品を取り扱う問屋のある場合、売方のいう価格以上の高値で買い付けたり、規定の口銭を減らして商売したりはしない、というもので、仲間は同業者の共同的規制を行っていたといえる。

はあるが、職業の傾向をみることはできる。

まず港町として、廻船や渡海船その他の船が多く、水主の人数が最も多い。手工業者は、船大工をはじめ、製材を業とする木挽、家屋を建てる家（屋）大工、船具や釘・鎌などを製造する鍛冶、酒樽や油樽などを作る樽屋のみがあげられている。陸上交通の宿場としての大名の宿泊する本陣、一般の旅人のための旅籠屋もある。その他造り酒屋もあった。しかし、商人としては船問屋のみしか記入されていない。年貢や役のため記入されたと考えられる農民は減少したようだが、漁民とほぼ同数の二百人前後いる。

また他の史料からは別の職種が拾える。商人には船問屋だけでなく、仲買がかなりいたし、さらに船に乗り込んで食品や雑貨を売る仲売や、質屋・古手屋（古着屋）・古銭買いなどもいる。小売商人も米屋・八百屋・魚屋・酢醬油屋・飴屋があり、湯屋もあった。陸上交通にたずさわる馬指（馬方）・駕籠かきもいた。さらに松尾久庵・伊川宜庵と名のる医者や、外科の利斉・陽庵などもいた。寺院は三三カ寺、神社が一一社と多く、僧など宗教者も多くいたはずであり、少数ながらひじり、長吏もいた。

近世初期の傾城屋は完全に姿を消し、いまだ農民・漁民なども少なくはないが、商工業者や交通運送業者の多い近世都市となっているのである。

兵庫津の風

俗と文芸

豊臣氏の下で、兵庫津の特色の一つは享楽機関の風呂屋（蒸風呂屋）・湯屋・傾城屋が多いことであった。その後もしばらくはこうした傾向があった。慶長十年に僧玄蘇は、旅の途中で兵庫に泊まり、銭湯に入っている。承応元年（一六五二）の『諸国万句』には「つたえきく、兵庫は風呂の名所にて」と言う前句があり、翌年松江藩の武士黒沢三右衛門尉は、その主君に従って帰国の途中に兵庫を通



写真 29 兵 庫 鬘

過した際、大きな浴室のあったのを見ている。
江戸でも風呂屋には湯女がおり、浴客に飲食や音曲などの遊芸を提供して風紀を乱す経営者もいたので、幕府は寛永年間以降、湯女を度々禁じ、純粹の浴場とするように命じた。幕府の法令を重視した尼崎藩は、先述のように風呂屋・湯屋・旅籠屋にも遊女を置くことを禁じたので、以来兵庫津の風呂屋・湯屋は純粹の浴場になったようである。

兵庫に傾城屋が多かった頃、遊女は元結を用いずに、髪をぐるぐる巻いた特殊の結い易い髪型をしていた。承応・明暦年間につくられたという「築子千句」に「名にしおふ兵庫あたりの女子ども、おかしげに結う唐人の鬘」とあり、貞享三年（一六八六）の『婦人養草』に「当時髪のゆいやうの名を島田・兵庫などといふのは、遊女の在る所の名をかりていふなりとぞ」とあり、恐らく兵庫の遊女の結い始めたものから、一般の女性にも流行したものと考えられる。しかし、西鶴の貞享三年刊の『好色一代女』には「其時にかはり、兵庫鬘ふるし」とあり、この頃は若い女性の間では下火になっていったようであるが、元禄八年（一六九五）刊の『俗つれづれ』に「四十四五なる女むかしを今に兵庫わけをかしげに」とあるように、なお兵庫鬘そのものは結われていた。

また他所でもあった、小石を投げあって戦う石打や、嫁入りの際の花嫁に水を浴びせる水あびせ、人に対して嫌がらせの張り紙をすることなど、中世以来の習



写真 30 延宝 8 年『福原鬢鏡』(部分)

俗も貞享二年の法令で禁止された。

平安時代以来、須磨・明石・布引の滝・湊川の名所旧跡を近くに持った兵庫津には、これらを訪れる文人墨客も多かった。談林派の西山宗因は、正保四年(一六四七)大坂天満宮の連歌所宗匠となつてから、俳諧に重心をおいたが、兵庫津の当時の有力商人たちはその影響を受けたようで、延宝八年(一六八〇)二月刊行の『福原鬢鏡』には、名勝地の挿絵とともに西山宗因以下西撰の人々の句を載せている。このなかに、北風彦太郎の子二郎三郎や北風吉政・同吉寛・同貞室・同貞長・同寛命の七句も収載されている。

松尾芭蕉も貞享五年四月十九日大坂を出発し、尼崎から舟で兵庫津に来て一泊し、翌二十日清盛石塔・和田笠松・内裏屋敷跡・遠矢浜・平忠度塚・松風村雨塚・須磨古閑・須磨寺・鉄拐峯・敦盛塚・明石人丸塚などを見て引き返し、須磨に泊まった。二十一日には盛俊塚・通盛塚・湊川の楠が塚・河原太郎兄弟塚・布引滝・住吉の乙女塚などを見物して西宮から京に向かっている。明石での句に有名な「蛸壺やはかなきゆめを夏の月」が『笈の小文』にあり、また後の元禄四年七月刊の『猿蓑』には、「かたつむり角ふりわけよ須磨明石」が載せられた。俳人の往来は豪商らに俳諧をたしなむ風を促し、元禄九年の俳諧書『高天鶯』には兵庫の三名の発句が採録されている。

第二節 兵庫津

このほか名所旧跡を訪れる人々も多いことから、磯之町の葉種屋の菊屋新右衛門は植田下省という筆名で、『兵庫名所記』二巻を著し、宝永七年（一七二〇）上梓している。その内容は兵庫津近辺の名所旧跡について、その由来を探索し、関係する詩歌・伝説を述べたものである。